

深谷市誕生20周年記念事業実施方針

令和6年10月30日市長決裁

1 趣旨

平成18年1月1日、深谷市、岡部町、川本町及び花園町の1市3町が合併し、新たな「深谷市」が誕生した。深谷市は、令和8年1月1日に合併から20年という節目を迎える。新市誕生から20周年を市民と共に祝うとともに、これから未来に向けた新たな出発点とするため、深谷市誕生20周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施し、「深谷市」を市内外に強くアピールする。

また、令和7年7月3日には渋沢栄一翁が肖像の新一万円札発行から1周年を迎える。関係団体や市民と共に祝うとともに「渋沢栄一＝深谷市」というイメージをさらに定着させ、渋沢栄一翁や深谷市そのものの認知度向上やイメージアップを図る。

2 基本方針

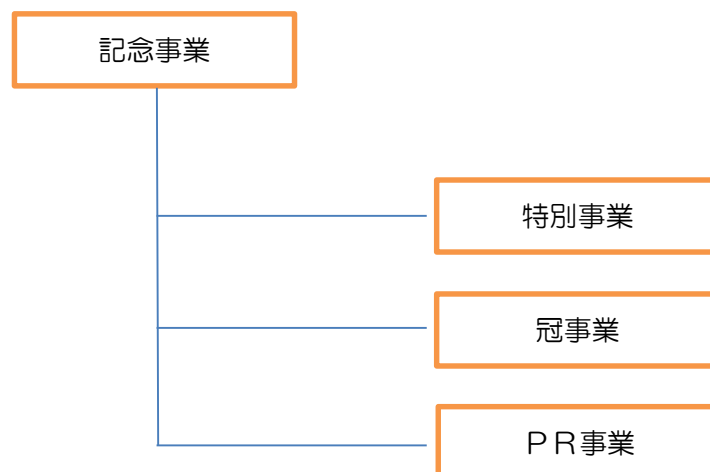
記念事業の実施に当たっては、その趣旨を踏まえ、以下の基本方針を定める。

- (1) 市民、団体、行政等との協働により、事業を推進する。
- (2) 市民の声が広く寄せられ、市民等が主体的に取り組む事業を推進する。
- (3) 市の魅力を市内外へ効果的に発信する取組を推進する。

3 実施期間

記念事業の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 事業の体系



5 事業の構成

基本方針に合致する事業を記念事業とし、その内容によって事業形態ごとに区分する。

(1) 事業形態

- ① 特別事業・・・新市誕生から20周年及び渋沢栄一翁が肖像の新一万円札発行から1周年を市内外に周知し、深谷市や渋沢栄一翁そのものの認知度向上を図る事業
- ② 冠事業・・・市民、団体、行政等が主体となって実施する事業で冠を付して実施する事業
- ③ PR事業・・・20周年ロゴマークを活用し、記念事業を広くPRするため、市ホームページやメディア等を活用して広報啓発を実施する事業

6 経費

記念事業実施にかかる経費は、創意工夫や実施主体間の協力により、できるだけ経費節減に努める。

7 記念事業への参加

市民や団体等が行う事業で基本方針に合致するものは、市長の承認を受けることにより、記念事業として市ホームページに掲載される。

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象事業から除外する。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 暴力団との関係があるもの
- (3) 政治活動または宗教活動を目的とするもの
- (4) 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜するもの
- (5) その他市長が不適當と認めたもの